

## 令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所											個人番号					
	(フリガナ)						明治	大正	昭和	平成	令和						
	氏名						生年 月日	年	月	年	月	日					
区分		支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額											
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分																	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分																	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分																	
所得税法第203条の3第7号適用分																	
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等				源泉控除対象親族の数		16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額					
特 別 障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	人	内	人	人	千	円	
						人	人	人	人	内	人	人	人	千	円		
源泉控除対象配偶者						源泉控除対象親族						16歳未満の扶養親族					
(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分	
氏名			氏名			氏名			氏名			氏名			氏名		
個人番号			個人番号			個人番号			個人番号			個人番号			個人番号		
(摘要)																	
支 払 者		法 人 番 号															
		所 在 地															
		名 称					電 話 番 号										

支払を受ける者	住所又は居所											個人番号					
	(フリガナ)						明治	大正	昭和	平成	令和						
	氏名						生年 月日	年	月	年	月	日					
区分		支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額											
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分																	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分																	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分																	
所得税法第203条の3第7号適用分																	
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等				源泉控除対象親族の数		16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額					
特 別 障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	人	内	人	人	千	円	
						人	人	人	人	内	人	人	人	千	円		
源泉控除対象配偶者						源泉控除対象親族						16歳未満の扶養親族					
(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分	
氏名			氏名			氏名			氏名			氏名			氏名		
個人番号			個人番号			個人番号			個人番号			個人番号			個人番号		
(摘要)																	
支 払 者		法 人 番 号															
		所 在 地															
		名 称					電 話 番 号										

## 令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所											個人番号					
	(フリガナ)						明治	大正	昭和	平成	令和						
	氏名						生年 月日	年	月	年	月	日					
区分		支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額											
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分																	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分																	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分																	
所得税法第203条の3第7号適用分																	
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等				源泉控除対象親族の数		16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額					
特 別 障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	人	内	人	人	千	円	
						人	人	人	人	内	人	人	人	千	円		
源泉控除対象配偶者						源泉控除対象親族						16歳未満の扶養親族					
(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分	
氏名			氏名			氏名			氏名			氏名			氏名		
個人番号			個人番号			個人番号			個人番号			個人番号			個人番号		
(摘要)																	
支 払 者		法 人 番 号															
		所 在 地															
		名 称					電 話 番 号										

支払を受ける者	住所又は居所											個人番号					
	(フリガナ)						明治	大正	昭和	平成	令和						
	氏名						生年 月日	年	月	年	月	日					
区分		支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額											
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分																	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分																	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分																	
所得税法第203条の3第7号適用分																	
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等				源泉控除対象親族の数		16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額					
特 別 障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	人	内	人	人	千	円	
						人	人	人	人	内	人	人	人	千	円		
源泉控除対象配偶者						源泉控除対象親族						16歳未満の扶養親族					
(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分	
氏名			氏名			氏名			氏名			氏名			氏名		
個人番号			個人番号			個人番号			個人番号			個人番号			個人番号		
(摘要)																	
支 払 者		法 人 番 号															
		所 在 地															
		名 称					電 話 番 号										

## 【公的年金等の源泉徴収票】

※ 様式はA4用紙1枚に税務署提出用及び受給者交付用それぞれ2枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

### 備 考

- 1 この源泉徴収票は、居住者に支払う法第226条第3項に規定する公的年金等（以下この表において「公的年金等」という。）について使用すること。
- 2 この源泉徴収票の記載の要領は、次による。
  - (1) 「住所又は居所」及び「個人番号」の欄には、源泉徴収票を作成する日の現況による住所又は居所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（<sup>(10)</sup>において「個人番号」という。）を記載すること。ただし、公的年金等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票については、「個人番号」の欄は、記載を要しない。
  - (2) 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。
  - (3) 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、源泉徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、法第203条の5第2号又は第3号に規定する年金については、これらの規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。
  - (4) 「源泉徴収税額」の項には、次に掲げる税額を記載し、当該税額のうちに源泉徴収票を作成する日においてまだ同条の規定により徴収していない税額があるときは、当該徴収していない税額を内書すること。
    - (イ) 所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）附則第10条第3項の適用がある場合 法第203条の2の規定により徴収される税額から同項に規定する超過額に相当する金額を控除した金額
    - (ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 法第203の2の規定により徴収される税額
  - (5) 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦又はひとり親に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。
  - (6) 「源泉控除対象配偶者の有無等」の項には、法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じその該当する欄に★印を記載すること。
  - (7) 「源泉控除対象親族の数」の項には、法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。
    - (イ) 「特定」の欄には、特定扶養親族及び法第84条の2第1項に規定する特定親族（(ハ)において「特定親族」という。）の数を記載すること。
    - (ロ) 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。
    - (ハ) 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族並びに特定親族以外の源泉控除対象親族の数を記載すること。
  - (8) 「障害者の数」の項には、法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。
    - (イ) 「特別」の欄には、同一生計配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第85条第2項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
    - (ロ) 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である同一生計配偶者又は扶養親族の数を記載すること。
  - (9) 「社会保険料の金額」の項には、法第203条の5第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。
  - (10) 「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の項には、法第203条の6第1項の規定により提出された申告書に記載されたところに応じそれぞれ源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の氏名及び個人番号（公的年金等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票にあっては、氏名）を記載すること。この場合において、源泉控除対象配偶者が非居住者である場合にはその旨を記載し、源泉控除対象親族が非居住者である場合にはその旨及び源泉控除対象親族に該当する事実を記載すること。
  - (11) 同一生計配偶者（源泉控除対象配偶者を除く。）又は扶養親族（源泉控除対象親族を除く。）で、障害者であるものが非居住者である場合には、「摘要」の欄にその者の氏名及びその者が非居住者である旨を記載すること。
  - (12) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第3条の2又は第9条第2項の規定により法第203条の2の規定による徴収を猶予した所得税の額がある場合には、「摘要」の欄にその旨及びその所得税の額を記載すること。

3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。